**令和４年度新型コロナウィルス感染症拡大に伴う県営住宅家賃の減免について**

　令和４年１月以降、新型コロナウィルス感染症拡大の影響で収入が著しく減少し、県営住宅家賃の支払いが困難になった世帯について、一定の基準により家賃を減免します。

**１　対象となる方**

新型コロナウィルス感染拡大の影響により、収入が著しく減少した方

（給与の減少、休職、休業、営業停止、売上の減少など）

**２　減免の期間**

減免の申請があった月（必要書類が整ったとき）の翌月から令和５年３月分の家賃まで

**３　減免の基準**

入居世帯の収入認定月額が８万円以下の場合、家賃の減免を受けることができます。

収入認定月額の計算では、世帯全員の「非課税所得」を含むすべての収入を合算します。

　※　休業要請先への協力金などは臨時的な収入のため算入しません。

◇　認定月額ごとの減免率（一般減免）

|  |  |
| --- | --- |
| 世　帯　の　収　入　認　定　月　額 | 減免率 |
| ０円　　～　　２０，０００円 | ６０％ |
| ２０，００１円　　～　　３０，０００円 | ５０％ |
| ３０，００１円　　～　　４０，０００円 | ４０％ |
| ４０，００１円　　～　　６０，０００円 | ３０％ |
| ６０，００１円　　～　　８０，０００円 | ２０％ |

**４　提出書類**

1. 県営住宅家賃減免（継続）申請書
2. **世帯全員の収入**に関する証明書（世帯全員の「非課税所得」を含むすべての収入書類を提出してください。）
   1. 給与収入の方で収入が著しく減少した方

・月別給与支払証明書　…　　令和４年１月以降で給与が減額になった月の給与支払金額について２か月分以上、雇用主の証明を受けてください。最も低い金額から２か月分の平均を月の支給金額とします。

* 1. 給与収入の方で収入の変動が少ない方

・令和３年分の源泉徴収票のコピー（給与明細、課税・非課税証明書は不可）

* 1. 令和４年１月以降に就職・転職された方

・勤務先からの月別給与支払証明書・雇用条件証明書

* 1. 年金収入（老齢年金、遺族年金、障害年金、個人年金、恩給などすべて）の方

・令和３年分の源泉徴収票、改定通知書、支払通知書など受給額がわかる書類

のコピー

* 1. 児童手当、児童扶養手当等の各種福祉手当や給付型奨学金を受給されている方

・認定通知書、証書、支払通知書等1年間の受給金額がわかる書類のコピー

* 1. 自営業等の方で売上等が著しく減少した方

・事業所得収支明細書　…　令和４年１月以降で売上が減少した期間の収支計

　　　算について最も低い金額から２か月分の収支を記入してください。

２カ月分の平均を月の所得金額とします。

* 1. 自営業を廃業、倒産した方　…　廃業届の写し等、廃業又は倒産がわかる書類
  2. 自営業等の方で売上の変動が少ない方

・令和３年分の確定申告書の控え（第一表と第二表）のコピー

* 1. 令和３年１月以降に解雇又は退職し、現在失業中の方

・雇用保険を受給している方　…　雇用保険受給資格者証のコピー

・雇用保険を受給していない方　…　退職証明書、離職票のコピー、退職日の

記入のある源泉徴収票の写しなど退職が確認できる書類のコピー

* 1. 上記①から⑨に該当しない方（収入のない方）

・他の者の扶養となっていることが確認できるもののコピー（源泉徴収票等）

※ 収入が著しく減少した方について、２か月分の平均収入・所得金額を12倍した金額を

1年間の収入・所得金額として取り扱います。

※　退職・廃業等、職を失った場合には、収入認定更生（変更）申立書を併せて提出して　ください。（減免の基準を満たさない場合でも、家賃額が下がる場合があります。）

※　確認に必要な場合には、住民票の写しをご提出いただく場合があります。

※　障害者世帯、母子・父子世帯等は特別減免の対象となる場合があるため、

　　　　障害者世帯　…　障害者手帳またはカード（種別と等級がわかる部分）のコピー

　　　　母子・父子世帯　…　戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等を提出してください。

※　提出した証明書類は返却できませんので、ご了承ください。

※　申請書の不備や提出書類の不足がある場合には、減免開始が遅れる場合がありますの

　でご注意ください。

**５　その他**

〇家賃を３か月以上滞納されている方は、原則として減免を受けることができません

ので、滞納を解消してから申請してください。ただし、著しい収入減少などにより

すぐに滞納の解消ができない事情がある場合には、住宅営繕事務所　入居管理課

（ＴＥＬ　０４５－３１１－８１０５）までご相談ください。

　 ○　家族構成等に異動があった場合には、別途承認手続きを行っていただいてから減免

の承認を行うため、減免開始が遅れる場合があります。

　 ○　家賃減免制度のほかに、家賃の支払いが困難な場合に家賃相当額を支給する「住居

確保給付金」の制度がありますので、お住まいの市町村窓口へご相談ください。